長崎県後期高齢者医療広域連合公告第６号

下記の物品の購入について、制限付一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定に基づき次のとおり公告します。

令和８年９月２日

長崎県後期高齢者医療広域連合長　古川　隆三郎

１　入札に付する事項

（１）件名　　Microsoft OS ライセンス購入
（２）納入期限　　令和８年１０月２日まで
（３）納入場所　　長崎県後期高齢者医療広域連合の指定する場所
（４）最低制限価格　　無
（５）予定価格　　非公表
（６）契約保証金　　免除

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。
（２）長崎県又は長崎市の競争入札参加資格を有していること。
（３）長崎県又は長崎市において指名停止措置の期間中でないこと。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）
（５）会社法（平成１７年法律第８６号）第４７５条若しくは第６４４条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条若しくは第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
（６）同一人が代表者（受任者を含む。）となっている法人等が、本件入札に同時に参加していないこと。
（７）本業務の履行能力があること。

３　入札及び開札の日時及び場所

令和８年９月１７日（木）１４時００分

長崎市栄町４番９号　長崎県市町村会館５階　長崎県後期高齢者医療広域連合事務局

４　入札保証金

免除

５　入札参加申請等

（１）本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

ア　制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）

イ　上記２の（２）が証明できる書類等の写し

※　入札参加資格に関して、別途広域連合から照会や関係書類の提出を求める場合がある。

（２）申請書は持参又は電子メールにより提出するものとする。電子メールによる場合は、受信後、総務課担当者から受信確認の電話を行うので、必ずメール本文に担当者名、連絡先を記載しておくこと。

なお、電子メール送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに総務課から受信確認の電話がない場合には、総務課へ受信確認の電話を行うこと。

また、電子メールで申請書を提出した場合は、原本についても、後日、持参又は郵送必着により提出すること。

（３）申請書の受付

ア　受付期間　令和８年９月２日（水）から令和８年９月９日（水）１２時００分まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

イ　受付時間　９時００分から１７時００分まで（１２時００分から１３時００分までを除く。受付期間最終日は１２時００分まで）

ウ　受付場所　長崎市栄町４番９号　長崎県市町村会館５階

長崎県後期高齢者医療広域連合　総務課

電話番号　０９５（８１６）３９３３（直通）

電子メールアドレス　keiyaku01@nagasaki-kouiki.jp

（４）その他

ア　提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ　提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ　提出書類は返却しないものとする。

エ　提出書類は公表しないものとする。

6　入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を併記した制限付一般競争入札参加資格確認通知書にて令和８年９月１４日（月）までに通知する。

7　仕様書等及び質疑応答

（1）仕様書等は、長崎県後期高齢者医療広域連合ホームページの入札情報のページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、総務課の窓口で配付する。この場合は、事前に総務課へ電話すること。

（2）仕様書等の質疑応答

本業務に係る仕様書等の質疑は、広域連合所定の質問書で行うものとする。

ア　提出期限　令和８年９月９日（水）１２時００分までに持参又は電子メールにより送付するものとする。

イ　提出先　　長崎市栄町４番９号　長崎県市町村会館５階
長崎県後期高齢者医療広域連合　総務課
電子メールアドレス　keiyaku01@nagasaki-kouiki.jp

ウ　回答期限　令和８年９月１４日（月）までにすべての入札参加申請者（ただし、本件への入札参加資格を有しないと認めた者を除く）へ電子メールで回答する。

8　入札の方法等

（1）入札の方法は、会場入札とする。

（2）入札執行回数は、２回を限度とする。

（3）入札会場に入場できる者は、各社１人までとする。

（4）入札は、本広域連合所定の入札書に必要事項を記入し、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して自ら提出しなければならない。

（5）入札は、１回につき１通に限る。

（6）入札者は、他の入札者の代理人となることができない。

（7）代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

（8）入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

9　入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

（1）入札に参加する者に必要な資格のない者（入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。）のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

（2）本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札

（3）長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則第11条に該当する入札

（4）入札金額を訂正した入札

（5）入札金額が確認できない入札

（６）民法（明治２９年法律第８９号）第９５条に基づく錯誤の入札と認めた入札
（７）本広域連合所定の入札書を使用しない入札
（８）再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札

１０　入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

１１　申請書提出後の入札辞退

入札を辞退する場合は、入札者はその旨を書面にて郵便又は持参の方法により届け出なければならない。

１２　入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合がある。

１３　落札者の決定方法

（１）落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、くじの方式により落札者を決定する。くじ引きは、当該入札事務に関係のない当広域連合職員が代役として行うこととする。
（２）落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

１４　異議の申立て

入札をした者は、入札後、長崎県後期高齢者医療広域連合契約規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１５　その他

落札者は、７日以内に入札金額の積算内訳を提出すること。

１６　問い合わせ先

（公告・業務の内容）　長崎県後期高齢者医療広域連合　総務課
電話番号　　０９５（８１６）３９３３（直通）